

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書に関する検討結果
案

平成 3 0 年 5 月

枚方市環境影響評価審査会

目 次

はじめに	1
第1章 事業計画の概要	2
1. 事業者の氏名及び住所	2
2. 対象事業の名称	2
3. 対象事業の目的	2
4. 対象事業の内容	2
第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲	12
第3章 環境影響評価の項目の選定	14
1. 環境影響要因の抽出	14
2. 環境影響評価の項目の選定	15
第4章 調査、予測及び評価の方法	19
1. 大気質	19
2. 騒音	22
3. 超低周波音	23
4. 振動	24
5. 悪臭	25
6. 水質	26
7. 重要な地形・地質及び自然現象	27
8. 土壤汚染	28
9. 動物	29
10. 植物	30
11. 生態系	31
12. 景観	32
13. 人と自然との触れ合いの活動の場	33
14. 廃棄物等	34
15. 温室効果ガス等	35
第5章 市長意見形成にあたっての留意事項	36
枚方市環境影響評価審査会委員名簿	38

はじめに

本答申は「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」について、枚方市が大阪府へ環境保全上の意見を述べるにあたり、枚方市長から諮問を受け、本審査会において、その内容を慎重に検討した結果を取りまとめたものである。

平成30年5月2日
枚方市環境影響評価審査会
会長 佐古 和枝

第1章 事業計画の概要

1. 事業者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：枚方市大字尊延寺 2949 番地

2. 事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

3. 事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であったとしている。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」とする。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていたとしている。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなったとしている。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなったとしている。

その後、可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたとしている。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年稼働を目指し、整備を行うものであるとしている。

4. 対象事業の内容

（1）対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

（2）対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168 t / 日（7 t / 時間）× 1 炉
（うち可燃ごみ量（平常時）156 t / 日、災害廃棄物（可燃ごみ）12 t / 日）

（3）事業実施想定区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷地内

（4）対象事業実施区域の面積

区域の面積：約 60,200m²（処理施設工区：約 35,600m²、市道整備工区：約 24,600m²）

(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に到った検討の状況

① 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成 26 年 12 月、枚方市）、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成 26 年 12 月、京田辺市）において、ごみ処理施設の適地の検討が行われたとしている。

枚方市では、枚方市内での候補地として、ごみ焼却場として都市計画決定を受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準（案）」（昭和 35 年、建設省）や「都市計画運用指針」（平成 20 年、国土交通省）に示された基準や条件等を検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされたとしている。

一方、京田辺市では、今まで、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和 58 年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られたが、決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われているとしている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準（案）や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園（拡張を含む。）が最適とされたとしている。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第 3 プラントの稼働より 2 年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられたとしている。

このことを前提として定めたごみ処理施設整備基本構想は、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなったとしている。

以上の経緯を踏まえた結果、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する位置を選定することとしたとしている。

② 事業が実施されるべき区域等の設定

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成 29 年 4 月 10 日に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を提出し、同年 8 月 17 日に知事意見が送付されたとしている。

配慮書においては、事業実施想定区域及び事業の規模等は既に決まっていることから、設定可能な複数案として、表 1-1 に示すとおり地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案及び煙突排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案をそれぞれ設定し、計画段階配慮事項の検討を行ったとしている。

表 1-1 配慮書における複数案

区 分	複 数 案	
造成地盤高さ	X 案	地盤高さ 120m
	Y 案	地盤高さ 120m
煙突高さ	A 案	煙突高さ 100m
	B 案	煙突高さ 59m

③ 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があることから、地盤高さ及び煙突高さについては、以下のとおり、地盤高さ 120m、煙突高さ 100mとするとしている。

a 地盤高さ

工事中においては、掘削土をすべて場外搬出する場合、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y 案（地盤高さ 115m）に比べ、X 案（地盤高さ 120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

配慮書手続において、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中の沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視し、掘削土量及び造成面積の少ない X 案（地盤高さ 120m）を採用するとしている。

なお、施設供用時においては、地盤高さの違いに応じて接続道路を走行する関係車両から発生する温室効果ガス等の環境負荷の程度が変化することが考えられるとの指摘もあったが、X 案及び Y 案間の地盤高さの違いによる勾配区間の延長差は約 80m であることから、その差により生じる温室効果ガス発生量の差分は少ないと考えるとしている。

b 煙突高さ

大気質・景観への影響については、A 案（煙突高さ 100m）と B 案（煙突高さ 59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないと予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B 案に比べ、A 案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

また、配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見もあったとしている。

煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、大気質の影響の低減を重視し、A 案（煙突高さ 100m）を採用するとしている。

また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの 2.5 倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいと考えられるとしている。

なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮するとしている。

事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）については、配慮書における事業実施想定区域から基本的に変更はないが、京田辺市道として整備される進入道路の計画熟度の進捗等により、精度を高め、若干進入道路部分の範囲を狭めたものとしたとしている。

（6）事業計画

可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）を策定したとしている。

本計画は、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（平

成 21 年 6 月)」及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年 3 月）」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書（平成 23 年 8 月）」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年 2 月）」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて、施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項の整理を行ったとしている。

また、配慮書に対する知事意見等を考慮するとともに、住民意見に配慮し、計画地盤高さと煙突高さを決定したとしている。

① 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性を考慮し、以下の基本方針に基づいて整備するとしている。

a 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定するとしている。

b 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

c 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

d 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。

② 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、表 1-2 に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3 に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定しているとしている。

表 1-2 規模等の概要

項 目	内 容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施設規模（処理能力）	168t/日 ^{注2}
計画地盤高	120m
煙突高さ	100m

注 1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、
後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注 2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3 施設規模

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

③ 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は次のとおりであるとしている

a 大気

煙突排出ガスの計画目標値は、表 1-4に示すとおり、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表1-4 環境保全目標（大気）

項目	排出基準等	計画目標値
ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K 値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下 既設：50以下 ^注	検討中

注) 水銀に係る排出基準の施行日は、平成30 年 4 月 1 日である。

b 水質

排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうち、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流としている。

可燃ごみ広域処理施設における下水道放流のイメージは、図 1-1 のとおりである。

なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例（昭和 60 年京田辺市条例第 18 号）において定められている排除下水量別の排除基準のうち、表 1-5 に示す排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにしている。

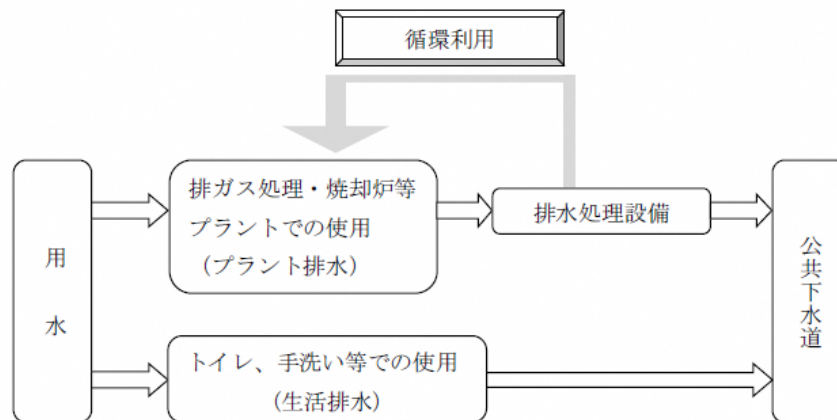


図 1-1 下水道放流のイメージ

表 1-5 環境保全目標（水質）

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.045mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレンおよびその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 以下
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 以下
浮遊物質	600mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
0.03mg/L 以下	5mg/L 以下
0.03mg/L 以下	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 以下
燐含有量	32mg/L 以下
よう素消費量	220mg/L 以下
ニッケル化合物	2mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 以下

c 悪臭

悪臭については、表 1-6 に示す悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の規定により定められた、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成 21 年京田辺市告示第 37 号）による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努めるとしている。

表 1-6 環境保全目標（悪臭）

[敷地境界線]（1号規制）

特定悪臭物質の種類	計画目標値（ppm）	特定悪臭物質の種類	計画目標値（ppm）
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

[排出口]（2号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界の地表における許容限度を基礎とし、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ ここで、q：流量（$m^3N/時$） H_e：補正された排出口の高さ（m） C_m：特定悪臭物質の規制基準（ppm）	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

[排水水]（3号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。 $C_{lm}=k \times C_m$ ここで、C_{lm}：排水水中の濃度（mg/L） k：係数で、下の表を参照（mg/L） C_m：悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準として定められた量（ppm）		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	k の値
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	16
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	3.4
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	5.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	1.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	32
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	6.9
	0.1 m^3 /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	63
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	14
	0.1 m^3 /秒を超える場合	2.9

d 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、表 1-7 に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成 21 年京田辺市告示第 31 号）における第 4 種区域（その他の区域）の規制基準並びに振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成 21 年京田辺市告示第 34 号）における第 2 種区域の規制基準を環境保全目標とするとともに、最新の技術を採用するなど低減に努めるとしている。

表 1-7 環境保全目標（騒音・振動）

項目		計画目標値
騒音	昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）	70dB 以下
	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 6 時から午後 10 時まで）	60dB 以下
	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	65dB 以下
	夜間（午後 7 時から翌日午前 8 時まで）	60dB 以下

④ 関係車両の主要走行ルート計画

工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、京田辺市及び枚方市を結ぶ国道 307 号を走行する計画である。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されているとしている。また、施設の建設と合わせて、国道 307 号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画であるとしている。

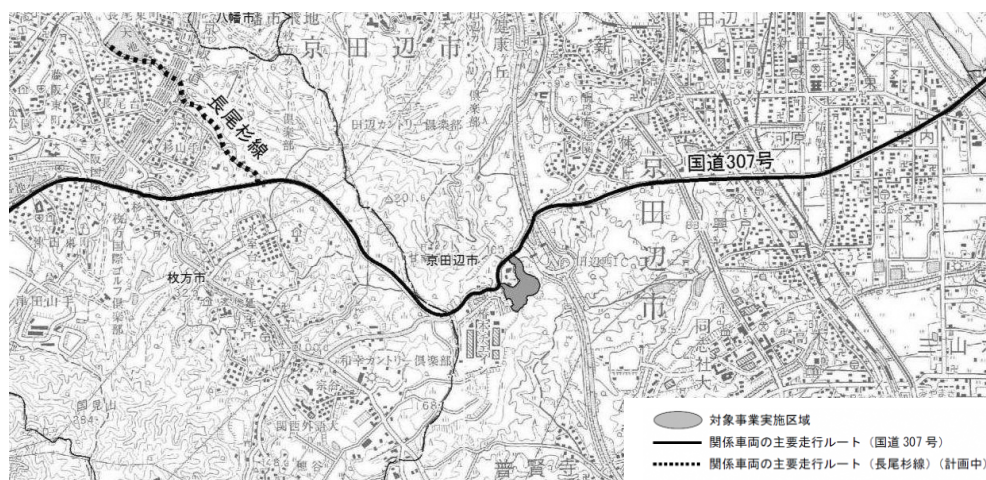


図 1-2 関係車両の主要走行ルート図

(7) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約 1 年間、プラント工事に約 3 年を要し、完成までに約 4 年間の期間を要する。建設施工計画は表 1-8 に示すとおりであるとしている。

表 1-8 建設施工計画

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
造成工事				
・土木造成				
プラント工事				
・設計				
・施設建設				

(9) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努めるとしている。

① 生活環境

【工事中】

- ・建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成 20 年 4 月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成 29 年 7 月、京都府）に準じ、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行う。

【供用時】

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。
- ・施設の供用に伴う排水については、生活排水は公共用水域へは放流せず下水道放流し、プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったのちに場内で循環利用し、余剰なものについてのみ下水道放流とする計画であり、排水量の低減に努めるものとする。

② 自然環境

【工事中】

- ・降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

【供用時】

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

③ 資源循環・環境負荷

【工事中】

- ・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用を努める。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。

【供用時】

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用することを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画であり、水の循環利用を図る。なお、

下水道放流する際には、京田辺市公共下水道条例において定められている排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を遵守するものとする。

- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成 24 年 3 月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成 28 年 6 月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・廃棄物の運搬車両等は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。

④ その他

- ・施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮する。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域の中心から半径約 1.6km の範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）と、関連車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道 307 号の長尾杉線との分岐箇所までを設定した（図 2-1 参照）としている。

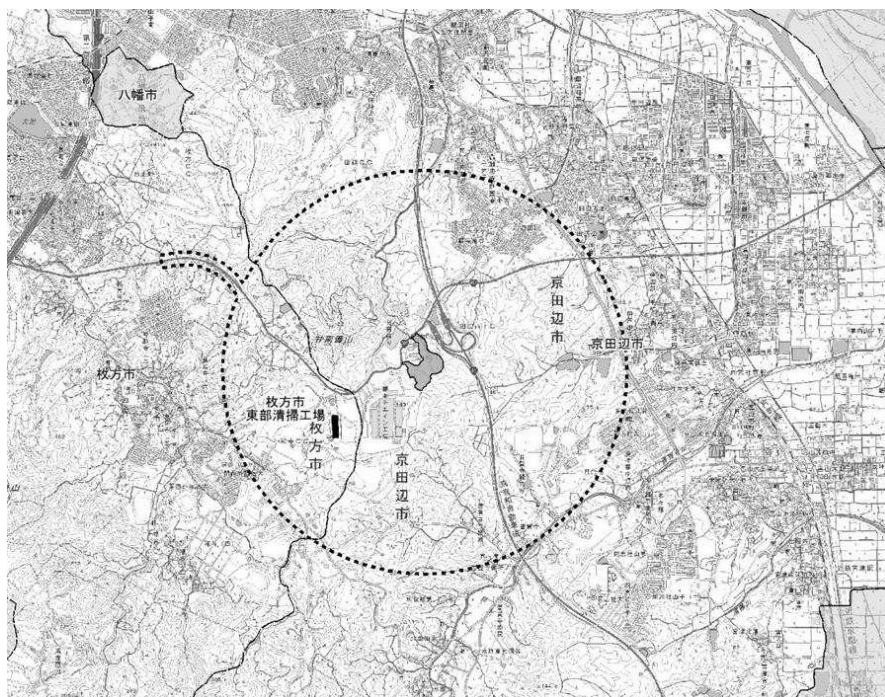


図 2-1 調査地域位置図

[煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲]

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置する枚方市東部清掃工場について、環境影響評価手続注 1 の中で煙突排出ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は 0.8km となっている。
- ・本事業の配慮書手続の中で、煙突複数案での最大着地濃度の検討を行っており、最大着地濃度地点は 0.8km 未満となった。ただし、予測に用いた気象データは、既存大気測定局のデータであり現地で測定したものではないため、今後、精度を高めるための現地調査を行うこととしている。
- ・以上を踏まえ、方法書の調査地域については、安全側の観点から東部清掃工場での最大着地濃度地点（0.8 km）の 2 倍とし、1.6 km とする。

また、地域特性を把握する範囲は、調査地域及びその周辺地域（以下「調査地域周辺」という。）とする。ただし、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市の全域を範囲として把握したとしている。

第3章 環境影響評価の項目の選定

1. 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施（以下、「工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下、「供用時」という。）において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表 5-1 に示す。

表 5-1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事中	造成等の工事による一時的な影響	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。また、造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）の一時的発生がある。
	建設機械の稼働	造成工事や工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用の資材及び建設機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、一時的に裸地面の発生があり、降雨時に対象事業実施区域外へ濁水が流出する可能性がある
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	新たに造成後の土地及び工作物が出現する。
	施設の稼働	ごみ焼却施設が稼働する。
	施設利用車両の運行	廃棄物の運搬車両等、ごみ焼却施設の施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

2. 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 5-2 に示している。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の 14 項目であるとしている。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、項目の見直しを行うものとしている。

表 5-2(1)環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分			影響要因の区分		工事中			供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれる二酸化硫黄による大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分は非常に少ないため、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
			浮遊粒子状物質		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。
			一酸化炭素								一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況である。また、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に含まれる一酸化炭素も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
			窒素酸化物		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。
			ダイオキシン類						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれるダイオキシン類による大気質への影響を検討するため選定する。
			光化学オキシダント								光化学オキシダントは窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物は、窒素酸化物の項において選定している。
			ベンゼン								施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少なく（1％以下）、また、全国的に環境基準は達成されている状況であることから選定しない。
			トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン								本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定しない。

表 5-2(2)環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分				工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	有害物質 (塩化水素、水銀)						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている主な有害物質の中では塩化水素及び水銀による大気質への影響を検討するため選定する。
			粉じん	●							工事中の造成工事に伴い一時的に裸地面が出現し、粉じんの発生が考えられることから選定する。
		騒音及び超低周波音	騒音		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
			超低周波音						●		供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場からの超低周波音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
		振動	振動		●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
		悪臭	悪臭						●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設からの漏洩により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため選定する。
	水環境	水質	水質汚濁								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
			水の濁り (SS)				●				工事中の造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため選定する。
		底質	底質汚染								排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、また、地下への浸透防止対策により、地下浸透しないことから、選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
		地下水の水質及び水位	地下水の水質								本事業では通常時に地下水の揚水を行わないこと、周辺での井戸等の利用がないこと、地下構造物としてごみピットを設置するが地下水流動を分断するような長大構造物ではないことから選定しない。
			地下水の水位								

表 5-2(3)環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分				工事中				供用時				環境影響評価項目の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象	●								工事の実施に伴い、造成等による地形の改変を行うことから選定する。
		地盤	地盤沈下									本事業では通常時に地下水の揚水を行わないことから選定しない。
		土壌	土壌汚染	●								対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には、工事に伴い周辺への影響が生じる可能性があることから、選定する。
	その他の環境		日照障害									供用時に対象事業実施区域内に新たな工作物が出現するものの、近傍に住居等の保全対象がないことから選定しない。
			電波障害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種・注目すべき生息地	●	●			●	●			工事の実施及び供用時の工作物の存在等に伴い対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息・生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があると、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があるので選定する。 なお、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、排出ガス中の大気汚染物質の濃度は十分低いものと想定され、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていないことから、植物生育環境としての土壌については選定しない。
			重要な種及び群落	●				●				
	植物		植物生育環境としての土壌									
			生態系	●	●			●	●			
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●				供用時に、対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため選定する。
			主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●		●	●	●		工事中の工事用車両の運行及び供用時の工作物の存在、施設の稼働並びに施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから選定する。

表 5-2(4) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分			工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
予 環境への負荷の量の程度により 測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物	●						●	工事中にはがれき類や廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴う焼却残さ等の廃棄物が発生することから選定する。
		建設工事に伴う副産物（残土等）	●							工事中には残土が発生することから選定する。
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）		●	●			●	●	工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから選定する。
		オゾン層破壊物質（フロン等）								本事業の実施によって、オゾン層破壊物質（フロン等）の搬出入はなく、また設備機器にも含まれないため選定しない。
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観								対象事業実施区域には歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等								対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。
		埋蔵文化財包蔵地								対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。

第4章 調査、予測及び評価の方法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、以下のとおりとしたとしている。なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、手法の見直しを行うものとしている。

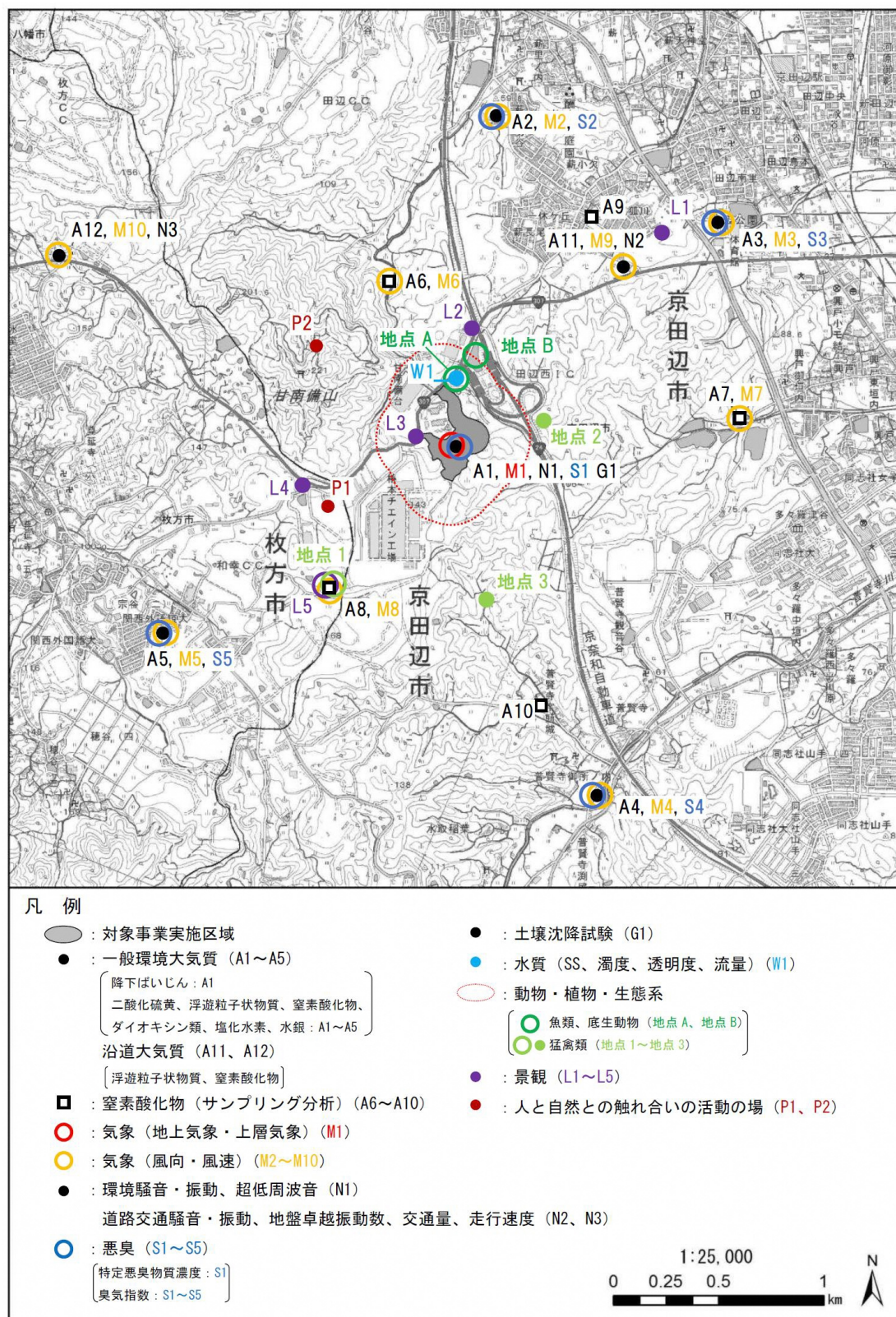


図 6-1 現地調査地点（まとめ）

1. 大気質

本事業の実施によって、工事中には裸地面から発生する粉じん、建設機械の稼働に伴う排出ガス及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスがあり、これらに含まれている大気汚染物質によって大気質の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、大気質に関する調査、予測及び評価を実施するとしている。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-1、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている

表 6-1 調査の手法（大気質、気象）

調査項目			調査方法	調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査			大気汚染物質の濃度の状況	「京都府環境白書」(京都府)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
現地調査	一般環境大気質	降下ばいじん	サンプリング分析		対象事業実施区域：1地点(A1)	4季各30日間(1件体/月)
			ダストジャーによる捕集法、重量法(測定高さ：地上2～5m)			
		二酸化硫黄(SO ₂)	ステーション設置による自動連続測定		対象事業実施区域及びその周辺：5地点(A1～A5)	対象事業実施区域：
			溶液導電率法又は紫外線蛍光法(測定高さ：地上1.5m)			
		浮遊粒子状物質(SPM)	ベータ線吸収法(測定高さ：地上3m)			
		窒素酸化物(NO _x :NO, NO ₂)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法(測定高さ：地上1.5m)			
			サンプリング分析(簡易測定)		対象事業実施区域及びその周辺：5地点(A1～A5)	4季各7日間(1件体/日)
			PTIO法(測定高さ：地上1.5m)			
		ダイオキシン類	サンプリング分析(簡易測定)		対象事業実施区域及びその周辺：5地点(A1～A5)	4季各7日間連続測定(1件体)
			ハイボリューム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法(測定高さ：地上3m)			
	塩化水素(HCl)		濾紙捕集後、イオンクロマトグラフ法(測定高さ：地上1.5m)			4季各7日間(1件体/日)
	水銀(Hg)	金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法(測定高さ：地上1.5m)				
沿道大気質	浮遊粒子状物質(SPM)	ステーション設置による自動連続測定		搬入路沿道：2地点(A11, A12)	4季各7日間(1時間値測定)	
		ベータ線吸収法(測定高さ：地上3m)				
	窒素酸化物(NO _x :NO, NO ₂)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法(測定高さ：地上1.5m)				

調査項目			調査方法		調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査			気象の状況		「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
現地調査	地上気象	風向・風速	ステーション設置による自動連続測定		対象事業実施区	1年間連続 (毎時10分間)	
			風車型風向風速計 (測定高さ：地上約10m)	対象事業実施区周辺：7地点（M2～M8）	4季各30日間 (毎時10分間)		
				搬入路沿道：2地点（A11, A12）	4季各7日間 (毎時10分間)		
		日射量	全天日射計 (測定高さ：地上約3m)	対象事業実施区域	1年間連続 (毎時10分間)		
		放射収支量	放射収支計 (測定高さ：地上1.5m)				
		気温・湿度	隔測温湿度計 (測定高さ：地上1.5m)				
	高層気象	風向・風速 気温	現地観測		対象事業実施区域	1年間連続 (毎正時値)	
			GPS ゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)				4季各7日間 (8回/日：3時間毎)

(2) 予測の方法

予測の手法は表 6-2 に示すとおりであるとしている。

表 6-2 予測の手法（大気質）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事中	造成工事	粉じん	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	対象事業	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼動	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	対象事業実施区域周辺（着地濃度が最大となる地点）	
	工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道：2 地点（A11, A12）	
供用時	施設の稼動（煙突排出ガス）	二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値及び 1 時間値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した 3 次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施） [1 時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域を中心とした調査地域の範囲：最大着地濃度地点及び周辺の一般環境大気質の調査地点 4 地点（A2～A5）	事業活動が定常状態となる時期
		ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した 3 次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）		
		塩化水素濃度の 1 時間値	[1 時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）		
	施設利用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	搬入路沿道 2 地点（A11, A12）	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の方法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

2. 騒音

本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音が発生することから、その影響を検討するため、騒音に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-3、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-3 調査の手法（騒音）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (騒音の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度
現地調査	騒音の状況	環境騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)	現地実測(騒音計で測定) 騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に規定する日本工業規格 Z8731「環境騒音の表道路交通騒音 示・測定方法」による測定	対象事業実施区域 1 地点 (N 1)	2 回(平日・休日) 各 24 時間
		道路交通騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)		搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	2 回(平日・休日) 各 24 時間
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	2 回(道路交通騒音と同時、平日・休日) 各 24 時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下 10 台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-4 に示すとおりであるとしている。

表 6-4 予測の方法（騒音）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	建設機械の稼働	建設作業騒音(騒音レベル 90%レンジ上端値)	「建設作業騒音の予測モデル ASJCN-Model 2007」(平成 20 年日本音響学会誌 64 巻 4 号)に基づく数値計算	対象事業実施区域周辺(騒音レベルが最大となる地点)	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	工事用車両の運行	道路交通騒音(等価騒音)	「道路交通騒音予測モデル ASJRTN-Model 2013」(平成 26 年、日本音響学会誌 70 巻 4 号)に基づく数値計算	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	
供用時	施設の稼働	工場・事業場騒音(騒音レベル 90%レンジ上端値)	「環境アセスメントの技術」(平成 11 年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式による数値計算	対象事業実施区域周辺(騒音レベルが最大となる地点)	事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行	道路交通騒音(等価騒音レベル)	「道路交通騒音予測モデル ASJRTN-Model 2013」に基づく数値計算	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

3. 超低周波音

本事業の実施によって、供用時に施設の稼働に伴う低周波音が発生することから、その影響を検討するため、低周波音（100Hz 以下の音）に関する調査、予測及び評価を実施する。なお、低周波音には標題の超低周波音（20Hz 以下の音）を含むものとし、併せて整理することとした。

（1）調査の手法

調査の手法は表 6-5、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-5 調査の手法（低周波音）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
現地調査	低周波音の状況	低周波音（G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル、周波数範囲 1 ～100Hz）	現地実測（低周波音圧レベル計で測定）	対象事業実施区域 1 地点	2 回（平日・休日） 各 24 時間
			「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁）に規定する方法		

（2）予測の手法

予測の手法は表 6-6 に示すとおりであるとしている

表 6-6 予測の方法（低周波音）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
供用時	施設の稼働	低周波音（G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル）	類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域 敷地境界	事業活動が定常状態となる時期

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

4. 振動

本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動が発生することから、その影響を検討するため、振動に関する調査、予測及び評価を実施するとしている。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-7、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-7 調査の手法（振動）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (騒音の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度
現地調査	振動の状況	環境振動 (振動レベル)	現地実測(振動計で測定) 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に規定する方法、日本工業規格 Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	対象事業実施区域 1 地点	2 回(平日・休日) 各 24 時間
		道路交通振動 (振動レベル)		搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	2 回(平日・休日) 各 24 時間
	地盤の状況	地盤卓越振動数	現地実測	搬入路沿道: 2 地点	1 回
			振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を 1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析(大型車 10 台程度測定)		
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	2 回(道路交通騒音と同時、平日・休日) 各 24 時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下 10 台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-8 に示すとおりであるとしている

表 6-8 予測の手法（振動）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	建設機械の稼働	建設作業振動(振動レベル 80%レンジ上端値)	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	工事用車両の運行	道路交通振動(振動レベル 80%レンジ上端値)	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」に示された振動の伝搬計算式による数値計算	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	
供用時	施設の稼働	工場・事業場振動(振動レベル 80%レンジ上端値)	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行	道路交通振動(振動レベル 80%レンジ上端値)	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」に示された振動の伝搬計算	搬入路沿道: 2 地点 (N 2, N 3)	

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

5. 悪臭

本事業の実施によって、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に悪臭原因物が含まれること、施設からの悪臭原因物の漏洩による環境の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-9、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-9 調査の手法（悪臭）

調査項目			調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査 (悪臭の状況)			「京都府環境白書」(京都府)、「環境データ集」 (枚方市) 等を対象に収集整理	対象事業実施区 域周辺	最新年度
現地調査	悪臭の 状況	特定悪臭物質濃度 (22 物質) ※	サンプリング分析 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47 年環境庁告示第9号)	対象事業実施区 域1地点(A1)	2回(夏季・ 冬季)
		臭気指数			
	気象の 状況	気温、湿度 風向、風速 天候	現地実測 (簡易風向風速計、温湿度計による測定)	対象事業実施区 域及び周辺: 5 地 点(A1~A5)	

※: アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-10 に示すとおりであるとしている

表 6-10 予測の手法（悪臭）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
供用時	煙突排出 ガス	臭気指数	「窒素酸化物総量規制マニ ュアル(新版)」及び「ごみ焼却 施設環境アセスメントマニ ュアル」に示されたブルーム・パ フモデルを基本とした大気拡 散モデルによる計算(一般的な 気象条件時、上層逆転層出現 時、ダウンウォッシュ時、接地 逆転層崩壊時を基本)	対象事業実施区域 周辺: 最大着地濃度 地点	事業活動が定常状 態となる時期
	施設からの 悪臭原因物 の漏洩	・悪臭防止法で規制 敷地境界線規制 (1号)として定 められている悪臭 物質(22物質)濃 度 ・臭気指数	類似事例の参照及び事業計画 に基づく悪臭防止対策の検討 に基づく定性的な予測	対象事業実施区域 敷地境界	

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価している。

6. 水質

本事業の実施による造成等の工事に伴い、一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため、水質（水の濁り）に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-11、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-11 調査の手法（水質）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	水質汚濁物質の濃度等の状況 降水量	「京都府環境白書」（京都府）、「ひらかたの環境」（枚方市）、「気象庁ホームページ気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
現地調査	濃度等の状況 水質汚濁物質の状況	降雨時の濁水(SS)	対象事業実施区域周辺：雨水排水地点1地点(W1)	降雨時2回
		天候、水温、色、透視度、濁度		
	水象の状況	流量		
	土質の状況	交通量	対象事業実施区域周辺	1回

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-12 に示すとおりであるとしている

表 6-12 予測の手法（水質）

予測項目		予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	雨水の排水	降雨時の濁水（浮遊物質質量(SS)） 沈降理論式による予測	対象事業実施区域周辺：雨水排水地点1地点(W1)	工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価している。

7. 重要な地形・地質及び自然現象

本事業の実施に伴い地形の改変を行うことから、造成等の工事による一時的な影響を検討するため、重要な地形・地質及び自然現象に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-13、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-13 調査の手法（重要な地形・地質及び自然現象）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	地形及び地質の概況	「土地分類基本調査（地形分類図）」、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、航空写真、ボーリング柱状図等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期
	重要な地形・地質及び自然現象の分布、状態及び特性			

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-14 に示すとおりであるとしている

表 6-14 予測の手法（重要な地形・地質及び自然現象）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	造成等の工事による一時的な影響	重要な地形・地質及び自然現象	重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の改変の程度	対象事業実施区域	地形改変後の土地及び新たな工作物の完成後

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価している。

8. 土壌汚染

本事業の実施によって、造成等の工事に伴い、対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には周辺への影響が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、土壌汚染に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-15、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-15 調査の手法（土壌汚染）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	地歴の状況	過去の航空写真、土地登記簿等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-16 に示すとおりであるとしている

表 6-16 予測の手法（土壌汚染）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	造成等工事等	土壌汚染	土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の改変やそれに伴う影響の程度等の把握	対象事業実施区域及びその周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価している。

9. 動物

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があるので、その影響を検討するため、動物に関する調査、予測及び評価を実施するとしている。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-17、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。なお、必要に応じて専門家からの助言も踏まえるものとしている。

表 6-17 調査の手法（動物）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
既存資料調査		「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）」、「大阪府鳥類目録2016」（日本野鳥の会大阪支部）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対象時期	
現地調査	陸生動物	哺乳類	対象事業実施区域及びその周辺 約200m	4季（春季、夏季、秋季、冬季）	
		鳥類			ラインセンサス法、定点記録法
		猛禽類	対象事業実施区域及びその周辺 約1,000m	繁殖期（2～8月）	
		両生類 は虫類	現地確認調査	対象事業実施区域及びその周辺 約200m	3季（春季、夏季、秋季）
		昆虫類	任意採取調査、トラップ採集調査（ライト・トラップ法、ベイト・トラップ法）		
	水生生物	魚類	対象事業実施区域及びその周辺 約200m	4季（春季、夏季、秋季、冬季）	
		底生動物			定量採取調査、定性採取調査

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-18 に示すとおりであるとしている

表 6-18 予測の手法（動物）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	造成工事	動物	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働				
供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	施設の稼働				

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価するとしている。

10. 植物

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により、対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があることから、その影響を検討するため、植物に関する調査、予測及び評価を実施するとしている。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-19、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。なお、必要に応じて専門家からの助言も踏まえるものとするとしている。

表 6-19 調査の手法（植物）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	植物相及び植生の状況、重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック 2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）」、「大阪府鳥類目録 2016」（日本野鳥の会大阪支部）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対象時期
現地調査	陸生植物・水生生物	植物相の状況	対象事業実施区域及びその周辺 約 200m	3 季（春季、夏季、秋季）
	植生の状況	踏査による生育種の記録 踏査による群落の分布状況の記録、コドラート調査		

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-20 に示すとおりであるとしている

表 6-20 予測の手法（植物）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中 供用時	造成工事	植物	重要な種及び重要な群落の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価するとしている。

11. 生態系

本事業の実施によって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物の存在により対象事業実施区域及びその周辺の動物及び植物への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があることから、それらに伴う地域を特徴づける生態系への影響を検討するため、調査、予測及び評価を実施するとしている。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-21、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。なお、必要に応じて専門家からの助言も踏まえるものとするとしている。

表 6-21 調査の手法（生態系）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	動植物その他の自然環境に係る概況	「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「京都府レッドデータブック 2015」（京都府）、「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府）、「枚方ふるさといきもの調査報告書」（枚方市）、「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（枚方市）、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書（枚方市）」、「大阪府鳥類目録 2016」（日本野鳥の会大阪支部）等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対象時期
現地調査	動植物その他の自然環境に係る概況	既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	対象事業実施区域及びその周辺 約 200m	4 季（春季、夏季、秋季、冬季）
	複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況			

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-22 に示すとおりであるとしている

表 6-22 予測の手法（生態系）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	造成工事	生態系	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種）の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働				
供用時	土地及び工作物の存在				事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	施設の稼働				

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価するとしている。

12. 景觀

本事業の実施によって、供用時に対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-23、調査地点は図 6-1 及び 6-2 に示すとおりであるとしている。なお、必要に応じて専門家からの助言も踏まえるものとしている。

表 6-23 調査の手法（景観）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	主要な眺望点の状況 景観資源の状況	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施杭 息周辺	最新年度
現地調査	主要な眺望景観の状況	現地踏査、写真撮影	対象事業実施区 域周辺：5 地点 (L 1～L 5)	2 季（着葉季、 落葉季）

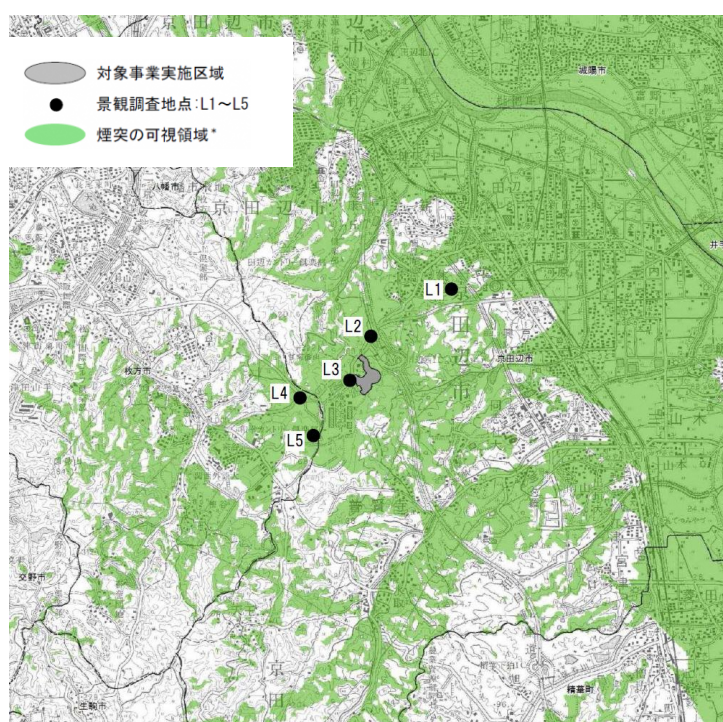


図 6-2 景観の調査地点及び煙突の可視領域図

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-24 に示すとおりであるとしている

表 6-24 予測の手法（景観）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時	景観	主要な眺望景観の状況	フォトモンタージュ法	対象事業実施区域 周辺：5地点 (L1～L5)	新たな工作物の完成後

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

13. 人と自然との触れ合い活動の場

本事業の実施によって、工事中の工事用車両の運行、供用時の新たな工作物の出現及び施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから、その影響を検討するため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査、予測及び評価を実施している。

(1) 調査の手法

調査の手法は表 6-25、調査地点は図 6-1 に示すとおりであるとしている。

表 6-25 調査の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
既存資料調査	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
現地調査	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	現地踏査及び聞き取り、写真撮影等	対象事業実施区域周辺：2 地点（P 1, P 2）	2 回（平日及び休日）
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況、利用環境等			

(2) 予測の手法

予測の手法は表 6-26 に示すとおりであるとしている

表 6-26 予測の手法（人と自然との触れ合い活動の場）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中 供用時	工事用車両の運行	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺：2 地点（P 1, P 2）	工事の実施による環境影響が最大となる時期
	土地及び工作物の存在				新たな工作物の完成後
	施設の稼働				事業活動が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行				

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価している。

14. 廃棄物等

本事業の実施に伴い、工事中に建築・設備工事、土木工事等に伴う廃棄物及び残土の発生があること、供用時に施設の稼働、施設の維持管理及び補修工事、施設の日常的な管理事務に伴う廃棄物の発生があることから、その影響を検討するため、廃棄物等に関する予測及び評価を実施するとしている。

(1) 予測の手法

予測の手法は表 6-27 に示すとおりであるとしている

表 6-27 予測の手法（廃棄物等）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象磁気等
工 事 中 供 用 時	造成等 の工事	廃棄物の種類、 発生量	工事に伴う副産物の種類ごとの 発生の状況の把握	対象事業実施区域	工事期間
	廃棄物 の発生		対象事業の実施に伴う廃棄物の 種類ごとの発生の状況の把握		事業活動が定常 状態となる時期

(2) 評価の方法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

15. 温室効果ガス等

本事業の実施によって、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、その影響を検討するため、温室効果ガスに関する予測及び評価を実施するとしている。

(1) 予測の手法

予測の手法は表 6-28 に示すとおりであるとしている

表 6-28 予測の手法（温室効果ガス等）

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象次期等
工事中	建設機械の稼働	温室効果ガスの排出量	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.3.1」(平成 29 年 7 月、環境省・経済産業省)に基づき算定	対象事業実施区域及びその周辺	工事期間
	工事用車両の運行				
供用時	施設の稼働				施設の稼働が定常状態となる時期
	施設利用車両の運行				

(2) 評価の方法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価するとしている。

第5章 市長意見形成にあたっての留意事項

当該事業は、「可燃ごみ広域処理施設」を枚方市と京田辺市が共同で新たに建設し、ごみ処理を行うものであり、枚方市側においては、穂谷川清掃工場の後継施設となるものである。

今後、準備書作成に係る調査、予測・評価の実施にあたっては、次に示す事項に留意されたい。

1. 総括的事項

現状の穂谷川清掃工場は枚方市の中心的な位置にあり、輸送経路上は最適であったが、京田辺側へ搬入することにより、輸送効率、騒音、渋滞、温室効果ガスの観点からは、現状よりも環境負荷が大きくなる。特に搬入車両から排出される温室効果ガスについては、枚方市の温室効果ガス削減計画とも整合をとりながら、より一層の環境負荷の低減を図ること。

2. 項目別事項

【大気質】

- ・大気質濃度の予測に関して、事業計画地の気象データを用いて算出するのが準備書段階であることから、枚方市側への影響について、パフ・プルームモデルだけではなく三次元拡散計算も含めて十分な検証を行うこと。
- ・工事中の大気質濃度の算出にあたっては、運搬車両の走行経路を十分に考慮すること。

【水質】

- ・沈砂池の性能は滞留時間ではなく、沈降速度と表面積負荷の関係で決まることから、予測については粒子の沈降速度と想定する沈砂池の表面積負荷に基づいて検討すること。

【騒音】

- ・収集・輸送について、主要ルートである 307 号の交通量が急激に増加しないように、収集・輸送の分散化について検討すること。

【動物・植物・生態系】

- ・可能な限り、甘南備丘陵全体に焦点を当てた調査を行うこと。
- ・地域を通過する哺乳類、小動物などについて、定点カメラを使用して移動経路の把握もできるよう検討すること。
- ・定点調査の結果に基づいて、営巣場所、繁殖・行動に応じて新たな定点の設置などの方策も検討すること。
- ・猛禽類の営巣がある場合においては、必要な対策を検討すること。

【人と自然との触れ合い活動の場】

- ・調査手法の聞きとりについて、利用者のみからの聞き取りだけでなく、当該地域で調査・保全活動をされている方や利用予定者（近隣の学校で遠足等で訪れる場合なども想定した）からの聞き取りも検討すること。

【廃棄物等】

- ・廃棄物の排出原単位について、既存施設の原単位を用いるのではなく、効率性をより高めた新施設の計画を反映した排出原単位を用いることを検討すること。
- ・工事期間に発生する廃棄物について、工事初期、中期、後期ごとに予測を行うこと。
- ・定常状態の定義を明確にすること。

【温室効果ガス等】

- ・予測の基本的な手法にある「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.3.1」のどの算定式を用いるか具体的に明示すること。

【その他の項目】

- ・枚方側においては輸送経路が変更となるため、それに伴う交通量の変化について、十分な調査・予測を行うこと。
- ・造成工事等により斜面崩壊など想定される影響を示すとともに、その影響の程度の予測についても検討すること。

枚方市環境影響評価審査会委員名簿

委員名	専 攻	職 名
石井 京子	社会心理学	大阪人間科学大学 人間科学部 健康心理学科 教授
伊丹 絵美子	建築計画学	大阪大学大学院 工学研究科 日本学術振興会特別研究員
今井 健介	昆虫学	京都教育大学 教育学部 理学科 准教授
奥田 紫乃	景観	同志社女子大学 生活科学部 人間生活学科 教授
尾崎 博明	環境工学 (廃棄物)	大阪産業大学 工学部 都市創造工学科 教授
笠原 伸介	水環境工学	大阪工業大学 工学部 環境工学科 教授
佐古 和枝	文化財	関西外国語大学 英語国際学部 教授
谷口 徹郎	風工学	大阪市立大学大学院 工学研究科 都市系専攻教授
日置 和昭	地盤工学	大阪工業大学 工学部 都市デザイン工学科 准教授
松井 孝典	騒音・振動	大阪大学工学研究科環境・エネルギー工学専攻 助教
村田 章	生物学	京都府立鳥羽高等学校 教諭
柳原 崇男	交通工学	近畿大学理工学部 社会環境工学科 准教授
山本 浩平	エネルギー環境学 (大気)	京都大学大学院エネルギー科学研究科 助教
山本 芳華	地球環境	平安女学院大学 国際観光学部 准教授